

(様式11号) 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について

この証明書は、農地等を相続（遺贈を含む。）により取得した人が、相続税の納税猶予の特例の適用を受ける場合の被相続人及び相続人が適格要件に該当する旨の証明書です。この証明書の交付を受けるためには、証明願の各欄に必要な事項を記載して申請します。

1. 証明願の手続

(1) この証明願は、相続税の納税猶予の特例の適用を受けようとする人が、相続により取得した農地及び採草放牧地の所在地の市町村の農業委員会に提出します。

(注) その市町村に農業委員会が設置されていない場合には、その農地等の所在地の市町村長に提出します。

(2) この証明願は、**税務署提出用及び農業委員会控用として2部提出**して下さい。

(3) 準農地についてこの特例の適用を受ける人は、その土地が準農地に該当する旨の市町村長の証明を受け、その証明書の写し1部を、この証明願に添付して下さい。なお、この証明願を提出する時まで準農地の証明が受けられない場合には、準農地の証明書はあとから提出してさしつかえありません。

2. 証明願の記載要領

(1) 「1. 被相続人に関する事項」欄

この欄は、この特例の適用を受ける人が、次により被相続人について該当する事項を記載します。

イ 特例の適用を受ける相続人が農地等の生前一括贈与を受けた人（被相続人から生前に農地等の贈与を受け、贈与税について納税猶予又は納期限の延長の特例の適用を受けた人をいいます。）である場合には、「被相続人の所有面積」及び「被相続人が農業経営者でない場合」欄は、記載する必要はありません。

ロ 「職業」欄は、被相続人の死亡の時ににおける職業を、「専業農業」、「兼業農業」、「無職」などと記載し、農業以外の職業がある場合には、その職業について「〇〇販売業」、「〇農業協同組合勤務」などと具体的に記載します。

ハ 「被相続人の所有面積」は、被相続人が他の市町村に所有していた面積を含めて記載します。

なお、「耕作農地」欄には、被相続人が他人から借受けて農業の用に供していた土地の面積を含め、他人に貸付けていた土地の面積を除きます。

ニ 「被相続人が農業経営者でない場合」欄は、次により記載します。

(注) 被相続人が農業経営者である場合には、この欄の「農業経営者氏名」欄に斜線を引いてください。

(イ) 「農業経営者氏名」欄は、特例の適用を受けようとする農地等の相続開始前において、被相続人が農業経営者でない場合に、その農業経営者の氏名を記載します。

(ロ) 「農業経営者と被相続人との同居・別居の別」の「同居・別居」欄は、上記(イ)の農業経営者が被相続人と生計を同一にしていた場合には、「同居」を、被相続人と生計を別にしていた場合には、「別居」を、それぞれ〇で囲みます。

(2) 「2の(1) 農地等の相続人」欄

この欄は、この特例の適用を受ける相続人について、次に該当する事項を記載します。

なお、「2の(2) 農地等の相続人の推定相続人」欄に記入する必要がある者にあつては、この欄の「左記の農地等による農業経営の開始年月日」欄及び「今後引続き農業経営を行うことに関する事項」欄は、記入する必要はありません。

イ 「職業」欄には、相続人のこの書類を提出する際における職業を、「専業農業」、「兼業農業」などと記載し、農業以外の職業がある場合には、その職業について「〇〇販売業」、「〇〇農業協同組合勤務」などと具体的に記載します。

ロ 「相続開始の時ににおける被相続人との同居・別居の別」の「同居・別居」欄は、被相続人と生計を

同一にしていた場合には「同居」を、被相続人と生計を別にしていた場合には、「別居」を、それぞれ○で囲みます。

ハ 「今後引続き農業経営を行うことに関する事項」欄は、相続税の申告期限までに農業経営を開始した人が、その後引続き農業経営を行うため、現在の住居の移転又は職業の変更等を行う予定がある場合に、それらに関する事項を記載します。

ニ 「その他参考事項」欄には、「農地等の相続人」欄の記載に関連し、必要な参考事項がある場合に記載します。

なお、この特例の適用を受けるため他の市町村の農業委員会にも証明願を提出する場合には、この欄にその旨及びその市町村名とその市町村に所在する特例の適用を受ける農地等の面積を記載して下さい。

(3) 「2の(2) 農地等の受贈者の推定相続人」欄

この欄は、措置法第70条の4第3項の規定の適用を受けた受贈者が、使用貸借による権利が設定されている農地等につきそのその贈与者の死亡により、措置法第70条の5第1項の規定により当該贈与者から相続又は遺贈により取得をしたとみなされる場合において、次により該当する事項を記載します。

(注) 上記の場合でない場合には、この欄の「氏名」欄に斜線を引いて下さい。

イ 「相続人の推定相続人」には、当該受贈者が租税特別措置法施行令第40条の2第14項第2号の規定の適用を受けた者である場合には、同号に規定する他の推定相続人等を含みます。

ロ 「職業」欄には、相続人のこの書類を提出する際における職業を、「専業農業」、「兼業農業」などと記載し、農業以外の職業がある場合には、その職業について「〇〇販売業」、「〇〇農業協同組合勤務」などと具体的に記載します。

ハ 「今後引続き推定相続人が農業経営を行うことに関する事項」欄は、推定相続人が使用貸借による権利の設定後引続き当該農地等に係る農業経営を行っていたかどうかを記載するとともに、今後引続き農業経営を行うため、現在の住居の移転又は職業の変更等を行う予定がある場合に、それらに関する事項を記載します。

ニ 「相続人が推定相続人の経営する農業に従事していることに関する事項」欄には、相続人が従事していた内容及び今後従事する予定の内容について、具体的に記載します。

(4) 別表「特例適用農地等の明細書」

この明細書には、特例の適用を受けようとする農地、採草放牧地又は、準農地について、1筆ごとに、次によって記載します。

イ 「田、畑、採草放牧地又は準農地の別」欄には、特例の適用を受ける土地について、相続開始の日の現況に応じ、田、畑、採草放牧地の順に記載します。

なお、参考のため準農地についても採草放牧地の次に記載してください。

ロ 「登記簿上の地目」欄は、登記簿上の地目を記載するほか、他人から借受けて農業の用に供している農地については、耕作権（採草放牧地の場合には賃借権）と記載します。

ハ 「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載します。

ニ 「※」印のついている欄は、記載する必要はありません。

添付書類

- ① 位置図（現地調査により現地が確認できる図面で、自宅からその農地までの経路を記入、別図も可）
- ② 公図の写し
- ③ 耕作状況・計画書
- ④ その他（住所地が願出の市町村外である場合、住所地の農家基本台帳写し、又は土地登記簿謄本などで証明をするため必要となる書類）